# 小牧市自殺対策計画について

#### 1. 策定の経緯

日本の自殺者数は、平成 10 年 (1998) 年以降 3 万人を超える危機的な状態が続いていた。

#### 平成 18 年 自殺対策基本法 制定

⇒これにより、国及び地方公共団体等に自殺対策の責務が生じた 国、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組みの結果、年間 自殺者数は減少傾向。

#### 平成 28 年 自殺対策基本法改正

- ⇒「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を更 に総合的かつ効果的に推進するため改正
  - ・自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を 基本理念に明記
  - ・自殺対策の地域間格差を解消し、自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することが 義務付けられた。

#### 平成 29 年 自殺総合対策大綱改正

- ⇒・地域レベルでの実践的な取組みの更なる推進
  - ・若者の自殺対策、勤務問題等による自殺対策の更なる推進
  - ・自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少することを目指し、令和8年 までに平成27年比30%以上減少させることを目標とすることを掲げる

# 平成 31 年 3 月 小牧市自殺対策計画策定

⇒計画期間は令和元年度から令和6年度までの6年間

#### 2. 小牧市自殺対策計画

#### (1) 計画の目標

計画の目標は、本計画最終年度である令和6年までに、小牧市の自殺死亡率を平成27年の自殺死亡率23.4から17.7以下にすることが目標

自殺死亡率の減少 (人口 10 万人対)	平成 27 年	令和4年	令和6年	令和8年
国	18.5	_	_	13.0 以下 (平成 27 年から 30%減を目標)
愛知県	17.5	14.0 以下	_	13.0以下
小牧市	23.4 (基準値)	_	17.7 以下 (基準値から 24.4%減)	16.4 以下 (平成 27 年から 30%減を目標)

1

資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### (2) 計画の基本理念と基本目標

# 【 基本理念 】 【 基本目標 】 【 基本施策 】 (1) 自殺予防の大切さの啓発と周知 基本目標1 市民一人ひとりへの周知 啓発と地域での見守り体 (2) 自殺を防ぐ地域力の向上 制の構築 (一次予防:事前予防) (3) 心の健康づくりの推進 (1) 地域における相談窓口と ネットワークの強化 基本目標2 適切な相談と支援につな (2) 自殺対策に係る人材の養成と 資質の向上 げるネットワークの構築 (二次予防:危機予防) (3) 適切な医療と福祉サービスの提供 (1) 自殺未遂者の再度の自殺企図防止 基本目標3 自殺未遂者の再企図防止 と遺族の支援 (三次予防:事後予防) (2) 遺された人への支援の充実

# 【重点取組】

### ●生と性のカリキュラムの推進

指標名	基準値 (平成 29 年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	目指す方向性 (令和6年度)
「生と性のかりキュラム」の受講後「自分を大切にしよう」と思う中学生の割合	_	93.2%	92.5%	93.8%	7

# ●事業所等での「こころの健康」に関する出前講座

指標名	基準値 (平成 29 年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	目指す方向性 (令和6年度)
事業所等で の「こころの健 康」に関する 出前講座の 実施回数	_	2 回	1回	2 回	7

# ●うつ・自殺対策相談窓口ネットワーク会議

指標名	基準値 (平成 29 年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	目指す方向性 (令和6年度)
うつ・自殺対 策相談窓口 ネットワーク 会議の開催 回数	年1回	1 回	2 回 1 回は書面開催	1回書面開催	7

# ●ゲートキーパーの養成

指標名	基準値 (平成 29 年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	目指す方向性 (令和6年度)
ゲートキーパー 養成講座 受講者数	332人	126人	108人	241 人	7